

## 税理士法人オグリ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 9 月 1 日～平成 35 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 9 月～ 法に基づく諸制度について調査する
- 平成 30 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布

目標 2：平成 35 年 8 月までに、年次有給休暇の取得を促進する。目標は、取得日数の全社平均値を、計画スタート時よりも 10%増加させる。

<対策>

- 平成 30 年 9 月～ 年次有給休暇取得の状況を確認する
- 平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇の取得目標を社員に周知する
- 平成 32 年 4 月～ 毎年度ごとに実績を調査し、対策の立案と実施にあたる